塩竈市長 佐藤 昭殿

塩竈市監査委員 高橋 洋一 塩竈市監査委員 伊藤 栄一

健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、 平成26年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに その算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見を別紙のとおり提出します。

平成26年度 健全化判断比率審查意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年7月31日から同年8月26日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

項目		健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	
1	実質赤字比率	_	13. 05	20.00	
2	連結実質赤字比率	_	18. 05	30.00	
3	実質公債費比率	11.5	25. 0	35. 0	
4	将来負担比率	42. 9	350.0	_	

健全化判断比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく健全化判断比率の状況は次表のとおりである。

1 実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

- ・一般会計等の実質赤字額:一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・標準財政規模:決算統計における「標準財政規模」+「臨時財政対策債発行可能額」

(単位:千円、%)

			(手),	1 1 7 /0/
算 定 基 礎 項 目	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率
1 一般会計のうち普通会計に相当する実 質収支額 (1)-(2)-(3)	1, 478, 650	1, 408, 958	69, 692	4. 9
(1)収入	53, 670, 143	49, 764, 429	3, 905, 714	7.8
(2)支 出	45, 512, 232	40, 501, 051	5, 011, 181	12. 4
(3)翌年度に繰り越すべき財源	6, 679, 261	7, 854, 420	$\triangle 1, 175, 159$	△15. 0
2 特別会計のうち普通会計に相当する会 計の実質収支額 (1)+(2)+(3)	0	0	0	_
(1)公共用地先行取得事業実質収支額 ①-②	0	0	0	_
①収 入	0	0	0	-
②支 出	0	0	0	1
(2)北浜地区復興土地区画整理事業実質収支額 ①-②	0	0	0	1
①収 入	0	0	0	_
②支 出	0	0	0	-
(3) 藤倉地区復興土地区画整理事業実質収支額 ①-②	0	0	0	-
①収 入	0	0	0	-
②支 出	0	0	0	_
実 質 収 支 額 1+2	1, 478, 650	1, 408, 958	69, 692	4. 9
一般会計等の実質赤字額 A	△1, 478, 650	△1, 408, 958	△69, 692	4. 9
標準財政規模B	12, 073, 019	12, 278, 877	△205, 858	△1. 7
うち臨時財政対策債発行可能額	844, 219	946, 631	△102, 412	△10.8
実質赤字比率(%) A/B×100	△12. 24	△11. 47	△0.77	-

[※] 実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

2 連結実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イとロの合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位: 千円、%)

	(単位:十円、%)						
	算 定 基 礎 項 目	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率		
1 一般会計及び公営企業以外の特別会計							
イ	実質赤字を生じた事業会計なし	0	0	0	-		
ン	実質黒字額を生じた事業会計	1, 841, 450	1, 557, 511	283, 939	18. 2		
	(1)一般会計	1, 478, 650	1, 408, 958	69, 692	4. 9		
	(2)国民健康保険事業特別会計	352, 827	135, 140	217, 687	161. 1		
	(3)介護保険事業(保険事業勘定)特別会計	2, 132	2, 031	101	5. 0		
	(4)後期高齢者医療事業特別会計	7, 841	11, 382	△3, 541	△31.1		
4	実質収支額が0円の事業会計	0	0	0	-		
	(1)公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	ı		
	(2)介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計	0	0	0	_		
	(3)北浜地区復興土地区画整理事業特別会計	0	0	0	_		
	(4)藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計	0	0	0	_		
2 ±	地方公営企業の特別会計						
p	資金不足を生じた会計なし	0	0	0	_		
=	資金剰余金を生じた会計	1, 373, 176	1, 276, 125	97, 051	7.6		
	(1)水道事業会計	1, 373, 176	1, 276, 125	97, 051	7. 6		
3	資金の過不足が生じなかった事業会計	0	0	0	_		
	(1)市立病院事業会計	0	0	0	_		
	(2) 交通事業特別会計	0	0	0	_		
	(3) 魚市場事業特別会計	0	0	0	_		
	(4)下水道事業特別会計	0	0	0	_		
	(5)漁業集落排水事業特別会計	0	0	0	_		
連	 結 実 質 赤 字 額 A (イ+ロ) - (ハ+ニ)	△3, 214, 626	△2, 833, 636	△380, 990	13. 4		
標	準財政規模 B	12, 073, 019	12, 278, 877	△205, 858	△1.7		
	うち臨時財政対策債発行可能額	844, 219	946, 631	△102, 412	△10.8		
	連結実質赤字比率(%) A/B×100	△26.62	△23. 07	△3. 55	_		

[※] 実質赤字比率はマイナスのため赤字は生じていない。

3 実質公債費比率

地方財政健全化法の算定方法

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (3ヵ年平均)

- ・ 準元利償還金: イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年 当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てた と認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の 財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(単位:千円、%)

単年度実質 <u>(1+2) - (3+4)</u> ×100 実質公債費比率 (%) (1) + (2) + (3)	9. 512	12. 416	12. 696
うち臨時財政対策債発行可能額	(1)	946, 631	970, 973
5 標準財政規模	12, 073, 019	12, 278, 877	12, 096, 845
4 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2, 272, 842	2, 285, 145	2, 334, 808
3 特定財源	371, 157	405, 848	405, 844
ホ 一時借入金利子	0	0	0
ニ 債務負担行為で公債費に準ずるもの	14, 156	14, 597	14, 346
ハ 一部組合等の地方債の償還財源	11, 727	105, 424	123, 539
ロ 公営企業債の償還の財源	1, 251, 187	1, 406, 814	1, 365, 193
イ 元金償還金相当	0	0	3, 333
2 準元利償還金	1, 277, 070	1, 526, 835	1, 506, 411
1 地方債の元利償還金	2, 299, 108	2, 404, 972	2, 473, 657
算定基礎項目	平成26年度	平成25年度	平成24年度
管定其磁項 目	亚成26年度	亚战25年度	(単位: 十円、 平成94年頃

※ 前年度比率 (平成 23~25 年度) 12.85%

4 将来負担比率

地方財政健全化法の算定方法

将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

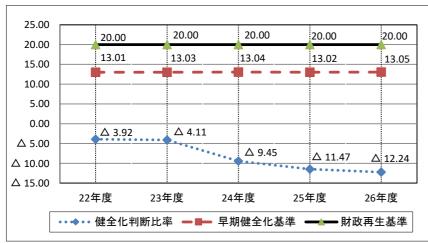
将来負担比率 = 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該 債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額: イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(単位:千円、%)

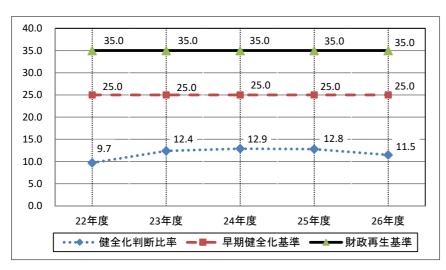
算定基礎項目	平成26年度	平成25年度	増減額	増減率
1 将来負担額	44, 386, 407	44, 349, 445	36, 962	0.1
イ 地方債の現在高	21, 609, 976	21, 818, 394	△208, 418	△1.0
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	39, 860	54, 161	△14, 301	△26.4
ハ 公営企業債等繰入見込額	17, 709, 779	18, 541, 871	△832, 092	$\triangle 4.5$
二 組合等負担等見込額	73, 183	68, 052	5, 131	7. 5
ホ 退職手当負担見込額	4, 748, 856	3, 665, 187	1, 083, 669	29.6
へ 設立法人への負担見込額	204, 753	201, 780	2,973	1.5
ト 連結実質赤字額	0	0	0	-
チ 組合等連結実質赤字額見込額	0	0	0	_
2 充当可能基金額	5, 493, 587	5, 620, 599	\triangle 127, 012	$\triangle 2.3$
(1)財政調整基金	1, 093, 764	1, 033, 149	60, 615	5.9
(2)市債管理基金	781, 880	786, 597	△4, 717	△0.6
(3)国民健康保険事業財政調整基金	685, 506	723, 021	$\triangle 37,515$	$\triangle 5.2$
(4)介護保険事業財政調整基金	190, 808	166, 466	24, 342	14.6
(5)ふるさとしおがま復興基金	1, 999, 338	2, 070, 485	△71, 147	△3.4
(6)災害救助支援基金	80, 739	70, 203	10, 536	15.0
(7) 庁舎建設基金	331, 240	286, 431	44,809	15. 6
(8)カメイこどもの夢づくり基金	58, 454	58, 425	29	0.0
(9)ミナト塩竈まちづくり基金	236, 478	390, 362	△153, 884	△39. 4
(10)海難交通遺児教育手当基金	35, 380	35, 460	△80	$\triangle 0.2$
3 特定財源見込額	6, 097, 796	6, 200, 187	\triangle 102, 391	△1.7
都市計画税	3, 788, 015	4, 171, 231	△383, 216	△9.2
その他	2, 309, 781	2, 028, 956	280, 825	13.8
4 基準財政需要額算入見込額	28, 580, 994	29, 300, 347	△719, 353	$\triangle 2.5$
5 標準財政規模	12, 073, 019	12, 278, 877	△205, 858	△1.7
6 基準財政需要額算入額	2, 272, 842	2, 285, 145	△12, 303	△0.5
将来負担比率(%) (1-(2+3+4))/(5-6)×100	42.99	32.30	10.69	-

1 実質赤字比率



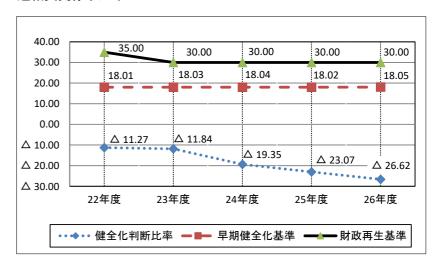
(注)健全化判断比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

3 実質公債費比率



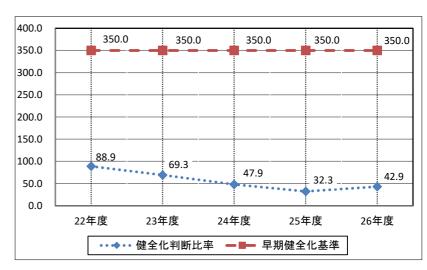
健全化判断比率の推移

2 連結実質赤字比率



(注)健全化判断比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

4 将来負担比率



- 6 **-**